



島根県報

平成30年2月2日（金）

第2,976号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定（2件）	（ " ）	4

【公 告】

都市計画の変更案の縦覧（3件）	（都 市 計 画 課）	5
開発行為に関する工事の完了	（ " ）	6

【特定調達公告】

第4期島根県総合防災情報システム調達に係る随意契約の相手方等	（消 防 総 務 課）	6
島根県立中央病院における人工心肺装置調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	7

告 示**島根県告示第41号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
山根歯科医院	浜田市三隅町三隅1325-1	平成30年1月1日

島根県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 エスマイル	広島市西区商工センター一六丁目1-11	居宅療養管理指導	スイング大田薬局	大田市大田町大田イ202番地9	平成30年1月10日
株式会社 エスマイル	広島市西区商工センター一六丁目1-11	介護予防居宅療養管理指導	スイング大田薬局	大田市大田町大田イ202番地9	平成30年1月10日

島根県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
清水外科脳外科医院	医療法人清水医院内科循環器科	松江市古志原五丁目14番77号	平成29年8月21日

島根県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
益田駅前クリニック	益田市駅前町17-1 益田駅前ビル208号	平成29年12月10日

島根県告示第45号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町熊見338-1、338-2、339、340-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

邑智郡美郷町熊見338-1、338-2、340-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第46号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町九日市1151

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町上講武字七田2948（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松江市鹿島町上講武字七田2948（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1399-1、1399-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市朝山町、波根町、久手町、長久町、鳥井町、静間町及び五十猛町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大田市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年2月2日から同月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

川本都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び川本町地域整備課

4 縦覧期間

平成30年2月2日から同月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

津和野都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

鹿足郡津和野町後田

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び津和野町商工観光課

4 縦覧期間

平成30年2月2日から同月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市下坂田町字中新田563番4

面積 257.50平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市下坂田町579番地

高見 謙一

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等又は役務の名称及び数量

第4期島根県総合防災情報システム調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成30年1月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 河野 吉晴 大阪府大阪市北区堂島三丁目1番21号

5 随意契約に係る契約金額

340,211,880円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項の規定による。

8 提案競技の実施について公告を行った日

平成29年8月25日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年2月2日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

人工心肺装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成29年12月26日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社サンキ 出雲支店 支店長 島崎 聡夫 出雲市浜町96番1

5 落札金額

19,224,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年11月10日